

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 田▲崎▼ 聡 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		発送日 (日.月.年) 26.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-26617		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/044289	国際出願日 (日.月.年) 30.11.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F02M37/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 15.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 堀内 亮吾	3G 4651
		電話番号 03-3581-1101 内線 3355	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2003-182390 A (イトン コーポレーション) 2003. 07. 03, 段落 0005-0014, 図 1-5 & US 2003/0094763 A1, 段落 0015-0022, 図 1-5& EP 1314603 A1 & CA 2411079 A1 & KR 10-2003-0041823 A & CA 2411079 A1

文献2 : JP 2005-36984 A (日産自動車株式会社) 2005. 02. 10, 段落 0029-0044, 図 6-13 & US 5901733 A, 第 7-12 欄, 図 6-13

文献3 : 日本国実用新案登録出願 2-96200 号 (日本国実用新案登録出願公開 4-52929 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (エヌオーケー株式会社) 1992. 05. 06, 図 1, 3 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は文献1-2により進歩性を有しない。

文献1には、燃料タンクに設けられ、燃料を外部に排出するブリーザ通路(16)を備えると共に、液体燃料の流出を遮断するためのバルブ装置(10)を備える燃料遮断ユニットの取り付け構造であって、燃料遮断ユニットは、燃料タンクへの取り付け時に燃料タンク内部に挿入される嵌合部と、燃料タンクの外部に位置するユニット外部とからなる収容容器を備える燃料遮断ユニット取り付け構造が記載されている(特に、段落0005-0014, 図1-5参照。)

文献2には、嵌合部には、燃料タンクへの取り付け時の位置決めのための第1係止部(44i)が形成され、燃料タンクには、嵌合部が挿入されるように内外に貫通する貫通孔(52)が形成され、貫通孔の周縁部には、第1係止部を燃料タンクの内側から係合させて燃料遮断ユニットを固定するための第2係止部(取付孔52の折曲げ辺53より外周側の切欠き部、折曲げ辺53)が設けられているユニット取り付け構造が記載されている(特に、段落0029-0044, 図6-13参照。)

文献1及び2に記載された発明から、請求項1に係る発明とすることは当業者が容易になし得ることである。

請求項2に係る発明は文献1-3により進歩性を有しない。

文献3には、収容容器には、貫通孔よりも大きい径で形成された固定台座(25)が備えられ、固定台座と燃料タンクとの間には第1弾性部材(15、33)が設けられていることが記載されている(特に、図1,3参照。)

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 2 には、周縁部には、燃料タンク内部方向に突出して形成された筒状の内壁部 (5 3) が設けられ、内壁部には、第 2 係止部が形成されていることが記載されている (特に、図 11-12 参照。)

請求項 4 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 2 には、第 1 係止部は、表面から突出するように形成され、内壁部は、平面視で第 1 係止部の外径よりも小さい径で形成され、第 2 係止部は、内壁部において第 1 係止部に係合するように形成されていることが記載されている (特に、図 11-13 参照。)

請求項 5 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 2 には、第 2 係止部 (取付孔 5 2 の折曲げ辺 5 3 より外周側の切欠き部、折曲げ辺 5 3) には、切欠き部が形成され、切欠き部は、貫通孔の径方向において第 1 係止部よりも径が大きくなるように切り欠かれていることが記載されている (特に、図 11-13 参照。)

請求項 6 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、収容容器の外周面には周方向に沿って周壁部が形成され、周壁部と内壁部との間には、第 2 弾性部材 (2 0) が備えられていることが記載されている (特に、図 2-4 参照。)

請求項 7 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、貫通孔の周縁部には階段状の段差部が形成され、段差部には、燃料タンクの外壁の上面側から下方に突出した筒状の上下壁と、上下壁の下端から水平方向に貫通孔の内側に向かって突出した円環状の水平壁とが形成され、上下壁と水平壁との間には、第 2 弾性部材が配置されることが記載されている (特に、図 2-4 参照。)

請求項 8 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、係止部の個数は当業者が適宜決定し得るので、請求項 8 で特定する構成とすることは当業者が容易になし得ることである。

請求項 9 に係る発明は文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、燃焼遮断ユニットは燃料タンクの頂部に配置されることが記載されている (特に、段落 0005 参照。)